

— 記載上の注意 —

※印のある初診料・再診料・指導料は点数ではなく、金額で算定する。

※令和6年5月末日までの診療については、初診料3,820円・再診料1,400円で算定し、令和6年6月以降の診療から初診料3,850円・再診料1,420円で算定する。

- 1 救急医療管理加算は、初診時に救急医療が行われた場合、1回限り算定できる。

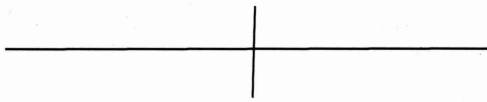
(入院) 入院初日6,900円・(外来) 初回来院日1,250円

なお、入院については初診に引き続き入院している場合は7日間を
限度に算定可。

- 2 労災指導料は、義歯指導料と重複しない、医学的な指導を行ったとき算定する。(1歴日1回)
- 3 点数及び回数を記入して請求すること。また、明細書によらない点数を算定する場合は「その他」欄に内容・点数及び回数を記入すること。

2. 歯科点数表によらない補綴等明細書

※詳細が不明の場合、支払い可能なものについても減額又は不支給になることがありますので、注意して記載して下さい。

傷病の概要	
診断 (X線)	
処置・手術	
設計の理由	
補綴内容	<p>補綴部位</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <p>補綴の方法 (冠・SK・JK・ブリッジ・局部義歯・有床義歯・)</p> <p>補綴の材料</p> <p>支台 (維持) 装置の種類</p> <p>支台築造材料</p> <p>金額 (算定根拠)</p> <p style="text-align: center;">円 (税込・税別) × 本</p> <p>設計理由</p> <p>料金設定</p> <p>①他保険 (健保等) と同一設定</p> <p>②他保険 (健保等) と異なる設定理由</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> [</div>
医療機関	<p>名称 _____ ⑧ ()</p> <p style="text-align: center;">〒 -</p> <p>所在地 _____</p> <p>診療担当者氏名 _____ ⑨ 令和 年 月 日</p>

記載上の注意

※印のある初診療・再診料・指導料は点数ではなく、金額で算定する。

- 1 救急医療管理加算は、初診時に救急医療が行われた場合、一回限り算定できる。

《入院：入院初日 6,900 円・外来：初日来院日 1,250 円》

なお、入院については初診に引き続き入院している場合は7日間を限度に算定可。

- 2 労災指導料は、義歯指導料と重複しない、医学的な指導を行ったとき算定する。(一暦日一回)
- 3 点数及び回数を記入して請求すること。また、明細書によらない点数を算定する場合は「その他」欄に内容・点数及び回数を記入すること。